

家電リサイクル法が 始まりますよ！

4月1日施行！

家電リサイクル法の概要

家電4品目を処分する時、今までは市による粗大ごみ回収や家電小売店の下取りという形で回収・処分をしていましたが、4月1日から、消費者は家電小売店に引き渡します。さらに家電小売店がメーカーに引き渡し、メーカーが新しい製品の原材料や熱源としてリサイクルをするという流れになります。

家電4品目を引き取ってもらう時は？

製品を買った家電小売店か、買い換えようとする家電小売店に連絡をしてください。家電小売店には使わなくなった家電製品を引き取る義務があります。

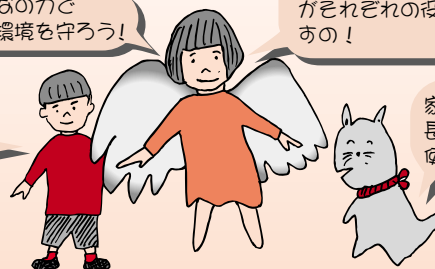
市の役割は？

引っ越しなど上記以外の場合は、清掃事業所にご相談ください。

みんなの力で
地球環境を守ろう！

消費者・小売店・メーカー
がそれぞれの役割を果たすの！

みんなでリサイクル



家電製品は
長く大切に
使わなきゃ

対象機器と支払わなければならない料金

テレビ	冷蔵庫	洗濯機	エアコン
2700円 + 集金・ 運搬料金	4600円 + 集金・ 運搬料金	2400円 + 集金・ 運搬料金	3500円 + 集金・ 運搬料金

※大手家電メーカーの大半は上記のリサイクル料金となりますが、それ以外の中小企業メーカーの一部は料金が異なることがあります。 ※リサイクル料金と収集・運搬料金は、家電小売店の店頭に表示されます。

家電4品目の管理票制度

不要となった家電4品目が不法に投棄されずに、メーカーに確実に運搬され、リサイクルされるよう管理票を使って管理します。消費者は、この管理票で家電小売店がきちんと義務を果たしたかを確認することができます。

問い合わせ▶清掃事業所 (☎76>3053)

第
9
回

市民陶芸 まつり

安祥公民館
(安城町／
☎77>5070)



◆作品展示◆

3月3日(土)・4日(日)午前9時～午後5時
(4日は午後4時まで)

◆お茶会(抹茶)◆

3月3日(土)・4日(日)午前10時～午後3時
※呈茶券(200円)は2月18日(日)から同公民館で発売

◆その他の催しもの◆

《ペーパー陶芸教室》

3月3日(土)午前10時～11時30分／定員24人

《一日陶芸体験教室》

3月3日(土)午後1時30分～3時30分／定員24人

《陶芸上絵付け教室》

3月4日(日)午前10時、午後1時30分／定員各20人

※上記3教室とも小学3年生以下は保護者同伴。2月24日(土)午前9時から同公民館で受け付け(ただし、午前9時の時点で定員を超えた場合は抽せん)。

《陶芸ろくろ体験コーナー》

3月3日(土)午後1時30分～3時
3月4日(日)午前10時～午後3時

《もちつき大会》

3月3日(土)午後1時・2時・3時

《わくわくキッズランド》

3月4日(日)午前9時～正午

《陶芸チャリティーバザー》

3月4日(日)正午～午後3時 ※午前10時～11時までチャリティー作品を展示し、午前11時45分から整理券を配布します。

